



外国籍特定専門人員の租税優遇

特定要件を満たし、且つ「外国籍特定専門人才招聘(労働)許可証」又はゴールドカードを取得した者に対する、外国籍特定専門人員の租税優遇措置があります。当該優遇措置のポイントを以下に説明します。

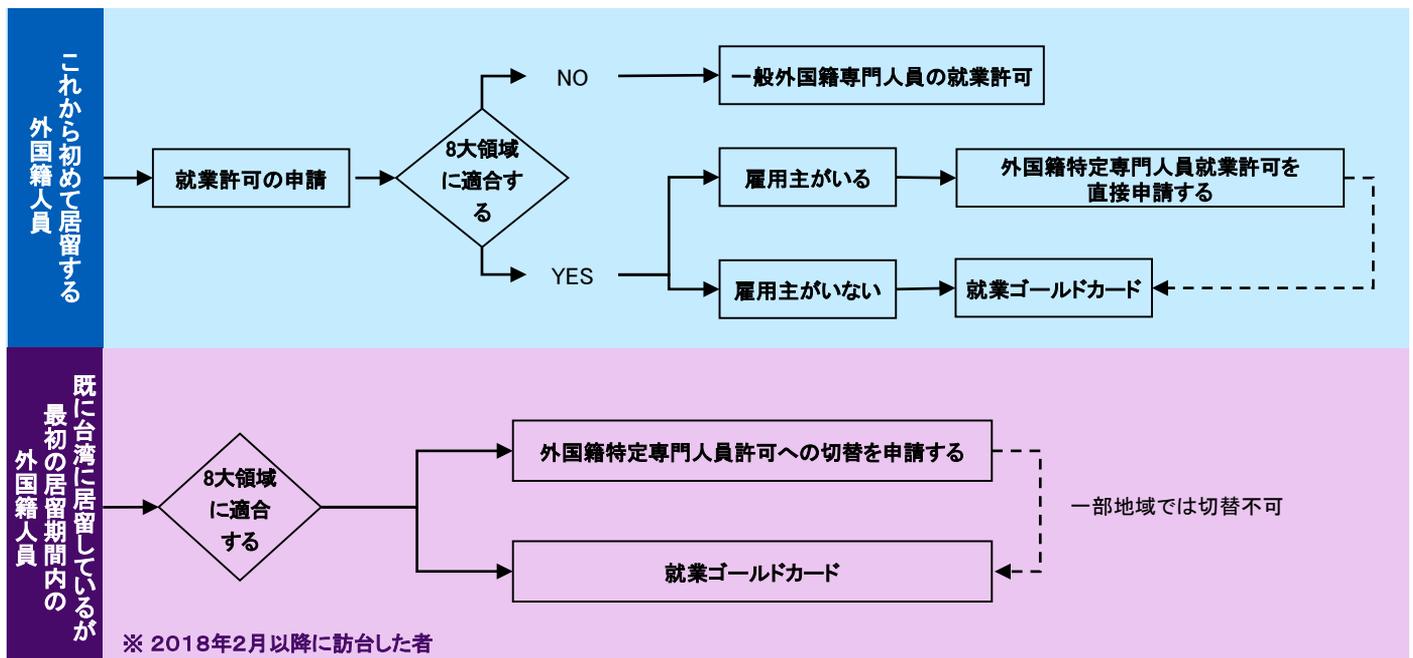
一、優遇対象

業務のために初めて台湾での居留が許可され、且つ特殊な専門性を有すると認定された専門業務に従事する者が、「外国籍特定専門人才招聘(労働)許可証」又は内政部移民署が発行する「就業ゴールドカード」を取得した場合に、適用対象となります。(簡易判定フロー図は以下のとおり)

その就業領域は中央目的事業主務機関が公告した台湾に必要な8大領域とし、特殊な専門性を有さなければならない。8大領域は、科学技術、経済、金融、教育、文化芸術、体育、法律及び建築の8つです。(このうち、科学技術、経済、金融領域について次ページに詳細を記載。)

二、所得税の租税優遇措置

規定を満たした外国籍特定専門人員が、台湾居留日数満183日となる最初の3年間において、所得申告の際に年間NTD300万を超えた給与所得の超過部分の課税対象額が半額とされます。また、台湾領外所得等に対する課税規定である所得基本税額条例第12条第1項第1号の適用も受けません。



添付：科学技術、経済、金融領域の詳細



科学技術 領域

- 一. 他国における前職又は現在、または台湾における直近の月給がNT\$16万に達する。
- 二. 各種ソフトウェアの応用において、卓越した研究開発設計又は革新的な実績を有している。
- 三. AI、ブロックチェーン、VRなどの先端科学テクノロジーにおいて、卓越した研究開発設計又は革新的な実績を有している。
- 四. ノーベル賞(Nobel Prize)、唐賞(Tang Prize)、ウルフ賞(Wolf Prize)、フィールズメダル(Fields Medals)、またはその他の資格に相応する国際的な賞の受賞者。
- 五. 国家科学院院士、国家院士レベルの学者。
- 六. 現在又は以前に大学の教授、准教授、又は研究機関の研究員を務め、学術上において重要な貢献や重要な研究成果発表が認められている。
- 七. 博士学位の取得後、継続して専門の職業を行う、又は研究機関において研究を行う、又は科学テクノロジー機関において科学テクノロジーの研究開発を行う、又は管理業務を行う者であって、4年以上継続している。
- 八. 特殊技術又は科学テクノロジー機関の科学テクノロジー研究開発又は管理業務において、国内外でも希少なユニークな才能を有している。
- 九. 博士学位を有し、且つその専門性が国内に不足している。



経済領域

- 一. 他国における前職又は現在、または台湾における直近の月給がNT\$16万に達する。
- 二. 台湾に設立された研究開発センター、運営本部、多国籍企業のシニアオペレーション、技術又はマーケティングの責任者。
- 三. 産業のカギとなる製品又は重要技術を擁し、国内外の大学の関連学部で博士号以上の学位を取得しているほか、国際的な発明・イノベーション賞を受賞しているか、又は四年以上の関連業務経験がある。
- 四. 半導体、オプトエレクトロニクス、情報通信、電子回路設計、バイオテクノロジー医療材料、精密機械、輸送、システム統合、コンサルティング、グリーンエネルギーなどの企業において、専門的または領域横断的な統合職務を行い、且つ八年以上の関連業務経験がある。
- 五. 中央目的事業主務機関から、専門的な才能や国際的な経験を有すると認定された人材。



金融領域

- 一. 台湾又は他の国において、以前の月給がNT\$16万に達したことがある、又は現在の直近の月給がNT\$16万に達する。
- 二. 金融機関に専門的な職務を担当し、優れた専門技能又は国際経験を有する人材。
- 三. 金融監督管理委員会及び関連する金融機構、金融関連公会(協会)から推薦される。
- 四. 金融機関の現任又は前任董事長、総経理、役員及び重要なシニア管理職以上の人員。
- 五. 政府が推進している主要産業(例えば、金融科学技術、E-コマース、デジタルエコノミー、テクノロジー管理、グリーンエネルギーテクノロジー等)に必要な金融専門人員。
- 六. その他台湾の金融産業に対する潜在的な貢献者。

KPMG Taiwan Network

台北事務所

日本業務組連絡先 日本語対応可能

台北市11049信義区

信義路5段7号68F

T : +886 2 8101 6666 (代表)

F : +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市300091

科学园区展業一路11号

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

台中事務所

台中市40758西屯区

文心路二段201号7F

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

台南事務所

台南市700002中区

民生路2段279号16F

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

高雄事務所

高雄市801647前金区

中正四路211号12Fの6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

Contact us

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 2 8758 9946 内線番号 : 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 2 8758 9688 内線番号 : 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 2 8758 9995 内線番号 : 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 2 8758 9794 内線番号 : 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 2 8758 9992 内線番号 : 00584

E etsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8758 9780 内線番号 : 02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

坂本 幸寛

T +886 28758 9751 内線番号 : 19065

E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 2 8758 9926 内線番号 : 17640

E ryosukesuma@kpmg.com.tw

home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2020 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

発行責任者 : 林 琇宜 統括 / KPMG台湾